

イギリスのいじめ対策

第二東京弁護士会会員
平尾 潔
Hirao,Kiyoshi

はじめに

筆者は、日弁連ロースクール留学制度を利用して、2012年から2013年にかけて、英エセックス大学に客員研究員として留学し、主にイギリスのいじめ問題を研究した。その研究成果の一部は、すでに本誌2013年4月号で発表の機会を得たが、今般、さらなる機会を得たので、これ以外のいじめ対策の状況について論じることとしたい。紙幅の都合上、制度紹介にとどまらざるを得ないことをご容赦いただきたい。

1 ノー・ブレイム・アプローチ～いじめの加害者を叱らない対処法～

「ノー・ブレイム・アプローチ」は、1992年にB・マイネスとG・ロビンソンが提唱したいじめ対処法で、いじめの加害者を叱らないで解決するアプローチである。この理論は以下の7つのステップを基本としている¹⁾。

- ・ステップ1 教師は、いじめ被害者の生徒に、今どのような感情を持っているかを尋ねる。いじめの事実については質問をしないが、誰が関与しているかについては把握しなければならない。
- ・ステップ2 教師がいじめに関与した生徒(被害者本人を含む)を集めてミーティングを行う。メンバーにはいじめの被害者、加害者だけではなく、傍観者、被害者の友人も含める。6~8人のグループとするのが適正規模である。
- ・ステップ3 教師は、被害者が現状に対してどのような感情を持っているかを他の参加者に伝える。詩や短い文章、絵などを用いてもよい。ここでも、いじめの事実関係の詳細に立ち入ったり、参加者を非難したりすることは避ける。

- ・ステップ4 教師から参加者に対し、被害者の感情の改善のために、参加者が何らかの働きかけをすることを提案する。
- ・ステップ5 被害者の感情を改善するために何ができるかを、各参加者が述べるように促す。教師はそれぞれの提案に対して、肯定的な意見を述べる。
- ・ステップ6 問題の改善に対して、参加者が責任を持って対処することを確認してミーティングを終了する。後日再度ミーティングを持ち、事態がどのように改善されたかを確認する。
- ・ステップ7 1週間ほど後に、教師は被害者を含む参加者全員と個別面談を行い、事態の推移を確認する。これにより、いじめの状況を確認することができる。

このアプローチは、被害者の感情に周囲が気付き、それを改善するための役割をいじめ加害者を含む周囲の生徒に委ね、どう改善していくべきかを考えさせ、それを実践するものである。事実関係の解明の過程での紛糾や、叱責によっていじめがより陰湿化することを回避し、いじめ解決に向けて周囲の生徒に肯定的・積極的な役割を与えようとしている。

この理論は現在、実用化されており、イギリスのエセックス州では、州内の学校にこのアプローチを推奨している²⁾。私が訪問した学校は、いじめ防止方針にノー・ブレイム・アプローチを活用していじめ事案に対処すると明記しており³⁾、このアプローチによって、ほとんどのいじめを解決できているとのことであった^{4) 5)}。

-
- 1) Maines,B. & Robinson, G. 1992, *Michael's been bullied- a peer support group method: The No Blame Approach.* Bristol. Lucky Duck Publishing
 - 2) Keating, J. 2012 インタビュー
 - 3) Thurstable School Sports College and Sixth Form Centre: Anti bullying policy sec.3
 - 4) Terrioni,L. 2012 インタビュー
 - 5) なお、同校では、教師の代わりに事務員がミーティングの中心になるなど、子どもが話しやすい環境作りに努めている。
 - 6) Carolyn,H. & Thomas, J. 2006 *Bullying in Schools in England: A review of the current complaints system and a discussion of options for change.* London. Office of the Children's Commissioner
 - 7) The NASUWT (National Association of Schoolmasters Union of Women Teachers)
 - 8) Hamilton, C. 2013 インタビュー
 - 9) Oliver, C. 2013 インタビュー

2 子どもコミッショナーによる問題提起

(1)子どもコミッショナー制度とは

イギリスには、北アイルランド、ウェールズ、スコットランド、イングランドそれぞれに、「子どもコミッショナー」(Children's Commissioner)という役職が置かれており、子どもの抱える問題に取り組み、政策提言を行っている。この制度は、イギリスが1991年に国連子どもの権利条約を批准したことを受け、同条約12条に定める子どもの意見表明権を実現させることを目的の一つとしているものである。もっとも、4つの子どもコミッショナー制度はそれぞれ設立時期も準拠法も異なり、権限や政府からの独立性についても違いがある。

イングランドでは2004年子ども法(Children's Act 2004)に基づき子どもコミッショナーが設置された。イングランドの子どもコミッショナーには個別のケースに関して相談を受け付ける機能ではなく、政策提言が活動の中心である。

(2)イングランド子どもコミッショナー事務局によるいじめ解決法の問題提起

2006年11月、イングランド子どもコミッショナー事務局は、いじめの苦情申立制度について報告書を提出し⁶⁾、制度の不十分さを指摘した。2006年時点のイングランドの制度では、いじめが起きた場合の苦情申立ては、順番に、①教師に訴える、②次に、校長に訴える、③それでも満足な解決が得られない場合は学校理事に訴える、④さらに、地方自治体に訴える(ただ、地方自治体は通常、学校内部の問題については介入しない)、⑤最終的な手段として教育大臣に訴える(ただし、報告書の時点で、教育大臣への訴えがなされた例はなかった)というも

のであった。

同報告書は、

- ・教師にいじめを訴えても、学校側が誠実に対処しないケースがあること
- ・理事が学校寄りであることが多く、ヒヤリングさえ十分になされないケースが多いこと
- ・地方自治体は学校の内部の問題については関与しないのが一般的であり、教育大臣に対する申立ても同様であること

等の問題点を指摘した上で、独立の機関による調停制度の必要性を訴えた。英国女性教職員組合⁷⁾の強い反対によって、政策実現には至らなかった⁸⁾のは残念なことであるが、同報告書が指摘している問題点は、現在の日本の状況にも当てはまるものが多く、いじめ解決のための第三者機関の必要性を裏付けるものといえる。

3 いじめと司法手続

日本ではいじめが訴訟となる場合があるが、イングランドではほとんどない。高額な弁護士費用がネックになっている。いじめに関して司法手続をとる場合の弁護士費用は、およそ5万ポンド(2013年6月末のレートでおよそ750万円)かかる⁹⁾。また、法律扶助(Legal Aid)の対象削減に伴い、2013年4月からいじめ問題が法律扶助の対象外となったことも大きく影響している。現在、イングランドで教育問題を専門とする法律事務所は、何千とある事務所の中で3つしかない。

＜参考文献＞

堀正嗣 編著「イギリスの子どもアドボカシー—その政策と実践」(2011年、明石書店)



IBA東京大会への招待⑤ (マスター編)

第二東京弁護士会会員 市毛 由美子

IBAの年次大会は、毎年、日曜の夜のオープニング・セレモニーにはじまり、金曜の夜のフェアウェル・ディナーまでの6日間のスケジュールです。それぞれの部会(Section)/委員会(committee)等により、月曜日から木曜日までは毎日約40~50の、最終日の金曜日は少し少な目で約10の、セッションやショウケースと銘打った目玉セッションが開催されます。その他に、各国弁護士会の主催する朝食会、各地域フォーラム主催の昼食会、委員会ごとのディナー等、ソシアル・イベントも盛りだくさんです。

更に公式行事とは別に、各国弁護士会が夜のレセプションを設定しており、あちこち顔を出していると、あっという間に6日間が過ぎてしまいます。2013年のボストン年次大会では、前年のダブリン大会に引き続きJapan Nightと称する日弁連主催のレセプションを開催し、2014年の東京大会のPRを行いました。